

一般社団法人 日本 MRS

旅 費 規 程

第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 一般社団法人 日本 MRS (以下「本学会」という。)の役職員および本学会から委嘱を受けた者(以下「役職員等」という。)が、本学会の用務のために出張する場合に支給する旅費については、この規程の定めるところによる。役職員の等級については別表第1に定める。

(出張命令者)

第2条 出張命令者は、会長とする。ただし、会長が不在のときは予めその委任を受けた者が代行することができる。出張命令者は、役職員等に出張を命ずる場合には出張目的、出張先および出張期間を指示する。

(旅費の種類)

第3条 旅費の種類は、交通費(鉄道賃、船賃、航空賃、車賃)、日当、宿泊料とする。

(旅費の計算)

第4条 旅費は、最も経済的な通常の経路および方法により旅行した場合の旅程によって計算する。ただし、用務の必要または天災その他やむを得ない事由によりこれにより得ない場合には、出張命令者の承認を得た上で実際に利用した経路および方法によって計算する。

(旅費の支払方法)

第5条 旅費は、出張予定に基づき、実費を支給する。ただし、必要がある場合には、概算払をすることができる。

(旅費の調整)

第6条 出張命令者は、特別の事情により必要があると認めるときは、旅費を減額しまたは増額することができる。

(特 例)

第7条 本学会の役職員以外の者が、本学会の委嘱を受けて出張する場合の旅費は、その者の社会的地位または委嘱業務の内容を勘案し、本学会の役職員に準じて支給する。

第 2 章 国内出張旅費

(鉄 道 賃)

第 8 条 鉄道賃は、別表第 2 に掲げる旅客運賃、特別急行料金および座席指定料金とする。

- (1) 特別急行列車を運行する路線により片道の一列車乗車区間 100km 以上の場合には、特別急行料金を支給する。
- (2) 新幹線の利用については、別表第 3 にこれを定める。
- (3) 座席指定車を有する列車を運行する路線により片道の一列車乗車区間が 250km 以上の場合には、座席指定料金を支給する。
- (4) 一列車乗車区間が 100km 以内の場合には所属先より出張先までの実費を支給する。

(船 賃)

第 9 条 別表第 2 に掲げる旅客運賃とする。

(航 空 賃)

第 10 条 航空賃は、原則として早期割引航空運賃をもって支給する。

(車 賃)

第 11 条 車賃は、出張命令者が用務上特に必要と認めた場合に限り、その実費を支給する。

(日 当)

第 12 条 日当は、近距離出張（100 キロ以内）の特例を除き、出張の日数に応じ別表第 2 に定める定額を支給する。理事会、委員会に関わる出張の場合は支給しない。

(宿 泊 料)

第 13 条 宿泊料は、宿泊夜数（車中泊を含む）に応じ、別表第 2 に定める定額を支給する。

第 3 章 海外出張旅費

(鉄道賃、船賃および航空賃)

第 14 条 鉄道賃、船賃および航空賃は、旅程に応じ別表第 4 に定める区分により計算した額を支給する。

(日 当)

第 15 条 日当は、旅行の日数に応じ別表第 4 の定額を支給する。

2 本邦出発の日および本邦帰着の日の日当は、別表第 2 に定める。

(宿 泊 料)

第 16 条 宿泊料は、宿泊夜数に応じ、別表第 4 に定める定額を支給する。

(車 賃)

第 17 条 車賃は、出張命令者が用務上特に必要と認めた場合に限り、その実費を支給する。

(海外からの招へい旅費等)

第 18 条 海外からの招へい者に対する交通費、日当、宿泊料等については、別表第 4 の海外出張旅費を準用する。ただし、特別の事情により必要があると認めたときは、これらの費用を減額し、または増額することができる。

(特別費用)

第 19 条 その他出張命令者が必要と認められた場合には、特別費用を支給する。

特別費用の支給を受ける者は、領収書、その他その支払いを証明する書類を提出しなければならない。

附則

2013 年 6 月 27 日より施行

2015 年 6 月 26 日改訂

別表第1 役職員の等級

役員	学部長クラス教授 (51歳以上)
1等級	教授 (41歳以上)
2等級	准教授 (35歳以上)
3等級	講師 (31歳以上)
4等級	助手 (30歳未満)

別表第2 国内出張費

		鉄 道 賃 (新幹線を含む)	船 賃	航空賃	日 当 (円)	宿泊料 (円)
役 員		実費	実費	実費	3,000	12,000
役職員等	1 等 級	実費	〃	* 早期割引	2,800	10,000
	2 等 級	〃	〃	〃	2,500	8,000
	3 等 級	〃	〃	〃	2,200	6,000
	4 等 級	〃	〃	〃	2,000	4,000

* 第10条を参照

別表第3 新幹線の利用料金

		新 幹 線 料 金	
		一列車乗車区間 600km 未満	一列車乗車区間 600km 以上のぞみを使用
役 員		普通車	普通車
役職員等	1 等 級	普 通 車	普 通 車
	2 等 級	〃	〃
	3 等 級	〃	〃
	4 等 級	〃	〃

別表第4 海外出張旅費

		鉄道賃	船 賃	航空賃	日当および宿泊料			
					甲地域		乙地域	
					日 当	宿泊料	日 当	宿泊料
役員		1等	1等	エコノミークラス	8,000	24,000	6,500	20,000
役職員等	1 等 級	〃	〃	ディスカウントエ	7,000	21,500	5,500	17,500
	2 等 級	2等	2等	コノミークラス	6,500	19,500	5,000	15,500
	3 等 級	〃	〃	〃	6,000	17,500	4,500	13,500
	4 等 級	〃	〃	〃	5,500	15,500	4,000	11,500

- 注： 1. 旅行地の区分については、別表第5に定める。
 2. 旅行命令者が必要と認めた場合は、特別手当を支給することができる。

別表第5 旅行地の区分

海外旅行
地域の定義

1	指定都市 および 指定地域	ニューヨーク、ワシントン、サンフランシスコ、ロサンゼルス、ジュネーブ、ロンドン、パリ、モスクワ、シンガポール、ソウル、香港、シドニー、および日本における指定都市
2	北米地域	メキシコ以南の地域を除く北アメリカ大陸、グリーンランド、ハワイ諸島、バミューダ諸島およびグアムならびにそれらの周辺の島しょ
3	欧州地域	ヨーロッパ大陸（アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、グルジア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ、及びロシアを含みトルコを除く）、大ブリテン、アイスランド、アイルランド、マルタ、アゾレス諸島、マデイラ諸島、カナリア諸島および周辺の島しょ
4	中近東地域	アラビア半島、アフガニスタン、イスラエル、イラク、イラン、クウェート、ヨルダン、シリア、トルコ、レバノン、および周辺の島しょ
5	アジア地域	アジア大陸（3,4に含まれる諸島は除く）、インドネシア、フィリピン、ボルネオおよびそれらの周辺島しょ
6	中南米地域	メキシコ以南の北アメリカ大陸、南アメリカ大陸、西インド諸島、イースター島およびそれらの周辺の島しょ
7	太平洋地域	オーストラリア大陸、ニューージーランド、ハワイ諸島、およびグアムを除くポリネシア、ミクロネシア、メラネシア海域にある島しょ
8	アフリカ地 域	アフリカ大陸、マダガスカル、マスカリン諸島、セイシェル諸島およびそれら周辺の島しょ
9	南極地域	南極大陸および周辺の島

甲地域の範囲

上記の地域区分の内、1, 指定都市および地域、2, 北米地域、3, 欧州地域を甲地域とする。
ただし、下記を除く。

アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、
グルジア、クロアチア、スロヴァキア、スロヴェニア、タジキスタン、チェコ、トルクメ
ニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴヴ
ィナ、マケドニア旧ユーゴスラヴィア共和国、モルドヴァ、ユーゴスラヴィア、ラトヴィ
ア、リトアニア、ルーマニア及びロシア

乙地域の範囲

上記の地域区分の内、4, 中近東地域、5, アジア地域、6, 中南米地域、7, 太平州地域、8,
アフリカ地域、9, 南極地域を乙地域とする。
ただし、指定都市および地域を除く。

日本における指定都市

東京都	23区および全市（八丈島、小笠原およ び周辺島しょを除く）	大阪府	大阪市、堺市、東大阪市
北海道	札幌市	愛知県	名古屋市
宮城県	仙台市	京都府	京都市
神奈川県	横浜市、川崎市	兵庫県	神戸市
埼玉県	さいたま市	福岡県	福岡市、北九州市